(19) **日本国特許庁(JP)**

(12) 公 開 特 許 公 報(A)

(11)特許出願公開番号

特開2017-191954 (P2017-191954A)

(43) 公開日 平成29年10月19日(2017, 10, 19)

(51) Int.Cl.

FI

テーマコード (参考)

HO1L 23/50

(2006, 01)

HO1L 23/50

K

5F067

HO1L 23/50 A

審査請求 有 請求項の数 4 OL (全 20 頁)

(21) 出願番号 (22) 出願日 特願2017-145823 (P2017-145823) 平成29年7月27日 (2017.7.27)

(62) 分割の表示

特願2014-7820 (P2014-7820)

の分割

原出願日

平成26年1月20日 (2014.1.20)

(71) 出願人 000002037

新電元工業株式会社

東京都千代田区大手町2丁目2番1号

(74)代理人 100137523

弁理士 出口 智也

(74)代理人 100091982

弁理士 永井 浩之

(74)代理人 100091487

弁理士 中村 行孝

(74) 代理人 100082991

弁理士 佐藤 泰和

(74)代理人 100105153

弁理士 朝倉 悟

最終頁に続く

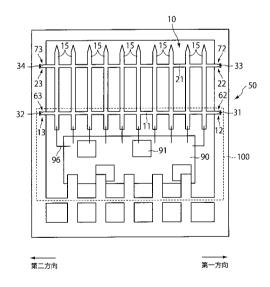
(54) 【発明の名称】 リードフレーム及びリードフレームの製造方法

(57)【要約】

【課題】一方の金属板と他方の金属板とを接合して一枚の金属板にする際に、一方の金属板に反りが発生してしまうことを防止する。

【解決手段】リードフレームは、端子15を有する一方の金属板10と、一方の金属板10に接合され、実装部品91が載置される他方の金属板50と、を備えている。第一延在部12は、他方の金属板50と隣接する箇所に設けられた第一溝31を有し、第二延在部13は、他方の金属板50と隣接する箇所に設けられた第二溝32を有している。第一溝31及び第二溝32にはんだが流し込まれることで、他方の金属板50が一方の金属板10に接合される。

【選択図】図3



【特許請求の範囲】

【請求項1】

端子を有する一方の金属板と、

前記一方の金属板に接合され、実装部品が載置される他方の金属板と、を備え、

前記一方の金属板は、前記端子に連結された第一連結部と、前記第一連結部の一端に設けられ前記第一連結部から第一方向に延びた第一延在部と、前記第一連結部の他端に設けられ前記第一連結部から前記第一方向とは逆方向の成分を含む第二方向で延びた第二延在部とを有し、

前記他方の金属板は、前記第一延在部が嵌め込まれる第一嵌め込み部と、前記第二延在部が嵌め込まれる第二嵌め込み部とを有し、

前記第一延在部は、前記他方の金属板と隣接する箇所に設けられた第一溝を有し、

前記第二延在部は、前記他方の金属板と隣接する箇所に設けられた第二溝を有し、

前記第一溝及び前記第二溝にはんだが流し込まれることで、前記他方の金属板が前記一方の金属板に接合されることを特徴とするリードフレーム。

【請求項2】

前記第一溝は前記第一延在部の幅方向の中心に位置し、

前記第二溝は前記第二延在部の幅方向の中心に位置することを特徴とする請求項1に記載のリードフレーム。

【請求項3】

前記第一溝は複数の第一溝部分を有し、

前記第二溝は複数の第二溝部分を有することを特徴とする請求項1又は2のいずれかに記載のリードフレーム。

【請求項4】

前記第一溝は、前記第一延在部の幅方向の中心に位置する第一中心溝部分と、前記第一延在部の側方に設けられた一対の第一側方溝部分とを有し、

前記第二溝は、前記第二延在部の幅方向の中心に位置する第二中心溝部分と、前記第二延在部の側方に設けられた一対の第二側方溝部分とを有することを特徴とする請求項3に記載のリードフレーム。

【請求項5】

前記第一溝は、縦断面において、前記第一延在部の中央部分と比較して前記第一延在部の上面及び下面が凹むようにして形成され、

前記第二溝は、縦断面において、前記第二延在部の中央部分と比較して前記第二延在部の上面及び下面が凹むようにして形成されることを特徴とする請求項1乃至4のいずれか 1項に記載のリードフレーム。

【請求項6】

前記第一溝は、縦断面において、前記第一延在部が階段形状となるようにして形成され

前記第二溝は、縦断面において、前記第二延在部が階段形状となるようにして形成されることを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載のリードフレーム。

【請求項7】

端子と、前記端子に連結された第一連結部と、前記第一連結部の一端に設けられ前記第一連結部から第一方向に延びた第一延在部と、前記第一連結部の他端に設けられ前記第一連結部から前記第一方向とは逆方向の成分を含む第二方向で延びた第二延在部と、を有する一方の金属板と、前記第一延在部が嵌め込まれる第一嵌め込み部と、前記第二延在部が嵌め込まれる第二嵌め込み部と、を有する他方の金属板と、を互いに接合する接合工程を備え、

前記第一延在部は、前記他方の金属板と隣接する箇所に設けられた第一溝を有し、

前記第二延在部は、前記他方の金属板と隣接する箇所に設けられた第二溝を有し、

前記接合工程において、前記第一溝及び前記第二溝にはんだが流し込まれることで、前記他方の金属板が前記一方の金属板に接合されることを特徴とするリードフレームの製造

10

20

30

-

40

方法。

【請求項8】

端子を有する一方の金属板と、

前記一方の金属板に接合され、実装部品が載置される他方の金属板と、を備え、

前記一方の金属板は、前記端子に連結された第一連結部と、前記第一連結部の一端に設けられ前記第一連結部から第一方向に延びた第一延在部と、前記第一連結部の他端に設けられ前記第一連結部から前記第一方向とは逆方向の成分を含む第二方向で延びた第二延在部とを有し、

前記他方の金属板は、前記第一延在部が嵌め込まれる第一嵌め込み部と、前記第二延在部が嵌め込まれる第二嵌め込み部とを有し、

前記第一延在部は前記第一嵌め込み部と第一接着剤で接着されることで前記第一嵌め込み部に対して位置決めされ、その後で、前記第一延在部は前記第一嵌め込み部と第二接着剤で接着されることで前記第一嵌め込み部に固着され、

前記第二延在部は前記第二嵌め込み部と第一接着剤で接着されることで前記第二嵌め込み部に対して位置決めされ、その後で、前記第二延在部は前記第二嵌め込み部と第二接着剤で接着されることで前記第二嵌め込み部に固着され、

前記第一接着剤の耐熱温度は前記第二接着剤の耐熱温度と比較して低くなっていることを特徴とするリードフレーム。

【請求項9】

前記第一接着剤の耐熱温度は前記実装部品を樹脂で封入する際における金型の温度未満であり、

前記第二接着剤の耐熱温度は前記実装部品を樹脂で封入する際における前記金型の温度以上であることを特徴とする請求項8に記載のリードフレーム。

【請求項10】

端子と、前記端子に連結された第一連結部と、前記第一連結部の一端に設けられ前記第一連結部から第一方向に延びた第一延在部と、前記第一連結部の他端に設けられ前記第一連結部から前記第一方向とは逆方向の成分を含む第二方向で延びた第二延在部と、を有する一方の金属板と、前記第一延在部が嵌め込まれる第一嵌め込み部と、前記第二延在部が嵌め込まれる第二嵌め込み部と、を有する他方の金属板と、を互いに接合する接合工程を備え、

前記接合工程は、

前記第一延在部を前記第一嵌め込み部と第一接着剤で接着することで前記第一嵌め込み部に対して位置決めし、前記第二延在部を前記第二嵌め込み部と第一接着剤で接着することで前記第二嵌め込み部に対して位置決めする工程と、

前記第一延在部を前記第一嵌め込み部と第二接着剤で接着することで前記第一嵌め込み部に固着し、前記第二延在部を前記第二嵌め込み部と第二接着剤で接着することで前記第二嵌め込み部に固着する工程と、

を有し、

前記第一接着剤の耐熱温度は前記第二接着剤の耐熱温度と比較して低くなっていることを特徴とするリードフレームの製造方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[0001]

本発明は、一方の金属板と、一方の金属板に接合される他方の金属板とを備えたリードフレーム、このようなリードフレームを製造する製造方法に関する。

【背景技術】

[0002]

従来から、リードフレームに半導体装置等の実装部品を載置し、実装部品を樹脂封入することが知られている(例えば特許文献 1 参照)。このように実装部品を載置するリードフレームはプレスフィット端子のような端子を有しており、当該端子と樹脂封入される実

10

20

30

40

装部品とが接続されている。そして、従来では、一枚の金属板に、端子と実装部品を載置する箇所とが形成されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

[0003]

【特許文献 1 】特開 2 0 1 0 - 1 2 9 7 9 5 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

[0004]

この点、本願の発明者は、端子を有する一方の金属板と、実装部品を載置する他方の金属板とを別々で製造し、これら一方の金属板と他方の金属板とを接合して一枚の金属板(リードフレーム)にすることを考えついた。しかしながら、このように2つの金属板を接合する際に他方の金属板の嵌め込み部内において一方の金属板の両側を変形させて他方の金属板に対してかしめると、一方の金属板の両側から一方の金属板の内方に向かう力が働き、その結果、一方の金属板に反りが発生してしまうことがあった。

[00005]

以上のような点を鑑み、本発明は、一方の金属板と他方の金属板とを接合して一枚の金属板にする際に、一方の金属板に反りが発生してしまうことを防止するリードフレームと、このようなリードフレームの製造方法を提供する。

【課題を解決するための手段】

[0006]

本発明の第一の態様によるリードフレームは、

端子を有する一方の金属板と、

前記一方の金属板に接合され、実装部品が載置される他方の金属板と、を備え、

前記一方の金属板が、前記端子に連結された第一連結部と、前記第一連結部の一端に設けられ前記第一連結部から第一方向に延びた第一延在部と、前記第一連結部の他端に設けられ前記第一連結部から前記第一方向とは逆方向の成分を含む第二方向で延びた第二延在部とを有し、

前記他方の金属板が、前記第一延在部が嵌め込まれる第一嵌め込み部と、前記第二延在部が嵌め込まれる第二嵌め込み部とを有し、

前記第一延在部が、前記他方の金属板と隣接する箇所に設けられた第一溝を有し、

前記第二延在部が、前記他方の金属板と隣接する箇所に設けられた第二溝を有し、

前記第一溝及び前記第二溝にはんだが流し込まれることで、前記他方の金属板が前記一方の金属板に接合される。

[0007]

本発明の第一の態様によるリードフレームにおいて、

前記第一溝は前記第一延在部の幅方向の中心に位置し、

前記第二溝は前記第二延在部の幅方向の中心に位置してもよい。

[0008]

本発明の第一の態様によるリードフレームにおいて、

前記第一溝は複数の第一溝部分を有し、

前記第二溝は複数の第二溝部分を有してもよい。

[0009]

本発明の第一の態様によるリードフレームにおいて、

前記第一溝は、前記第一延在部の幅方向の中心に位置する第一中心溝部分と、前記第一延在部の側方に設けられた一対の第一側方溝部分とを有し、

前記第二溝は、前記第二延在部の幅方向の中心に位置する第二中心溝部分と、前記第二延在部の側方に設けられた一対の第二側方溝部分とを有してもよい。

[0010]

本発明の第一の態様によるリードフレームにおいて、

10

20

30

40

前記第一溝は、縦断面において、前記第一延在部の中央部分と比較して前記第一延在部 の上面及び下面が凹むようにして形成され、

前記第二溝は、縦断面において、前記第二延在部の中央部分と比較して前記第二延在部 の上面及び下面が凹むようにして形成されてもよい。

[0011]

本発明の第一の態様によるリードフレームにおいて、

前記第一溝は、縦断面において、前記第一延在部が階段形状となるようにして形成され

前記第二溝は、縦断面において、前記第二延在部が階段形状となるようにして形成され てもよい。

[0012]

本発明の第一の態様によるリードフレームの製造方法は、

端子と、前記端子に連結された第一連結部と、前記第一連結部の一端に設けられ前記第 一連結部から第一方向に延びた第一延在部と、前記第一連結部の他端に設けられ前記第一 連結部から前記第一方向とは逆方向の成分を含む第二方向で延びた第二延在部と、を有す る一方の金属板と、前記第一延在部が嵌め込まれる第一嵌め込み部と、前記第二延在部が 嵌め込まれる第二嵌め込み部と、を有する他方の金属板と、を互いに接合する接合工程を 備え、

前記第一延在部が、前記他方の金属板と隣接する箇所に設けられた第一溝を有し、

前記第二延在部が、前記他方の金属板と隣接する箇所に設けられた第二溝を有し、

前記接合工程において、前記第一溝及び前記第二溝にはんだが流し込まれることで、前 記他方の金属板が前記一方の金属板に接合される。

[0013]

本発明の第二の態様によるリードフレームは、

端子を有する一方の金属板と、

前記一方の金属板に接合され、実装部品が載置される他方の金属板と、を備え、

前記一方の金属板が、前記端子に連結された第一連結部と、前記第一連結部の一端に設 け ら れ 前 記 第 一 連 結 部 か ら 第 一 方 向 に 延 び た 第 一 延 在 部 と 、 前 記 第 一 連 結 部 の 他 端 に 設 け られ前記第一連結部から前記第一方向とは逆方向の成分を含む第二方向で延びた第二延在 部とを有し、

前 記 他 方 の 金 属 板 が 、 前 記 第 一 延 在 部 が 嵌 め 込 ま れ る 第 一 嵌 め 込 み 部 と 、 前 記 第 二 延 在 部が嵌め込まれる第二嵌め込み部とを有し、

前記第一延在部が前記第一嵌め込み部と第一接着剤で接着されることで前記第一嵌め込 み部に対して位置決めされ、その後で、前記第一延在部は前記第一嵌め込み部と第二接着 剤で接着されることで前記第一嵌め込み部に固着され、

前記第二延在部が前記第二嵌め込み部と第一接着剤で接着されることで前記第二嵌め込 み部に対して位置決めされ、その後で、前記第二延在部は前記第二嵌め込み部と第二接着 剤で接着されることで前記第二嵌め込み部に固着され、

前記第一接着剤の耐熱温度が前記第二接着剤の耐熱温度と比較して低くなっている。

[0014]

本発明の第二の態様によるリードフレームにおいて、

前記第一接着剤の耐熱温度は前記実装部品を樹脂で封入する際における金型の温度未満 であり、

前記第二接着剤の耐熱温度は前記実装部品を樹脂で封入する際における前記金型の温度 以上であってもよい。

[0015]

本発明の第二の態様によるリードフレームの製造方法は、

端子と、前記端子に連結された第一連結部と、前記第一連結部の一端に設けられ前記第 一 連 結 部 か ら 第 一 方 向 に 延 び た 第 一 延 在 部 と 、 前 記 第 一 連 結 部 の 他 端 に 設 け ら れ 前 記 第 一 連結部から前記第一方向とは逆方向の成分を含む第二方向で延びた第二延在部と、を有す 10

20

30

40

る一方の金属板と、前記第一延在部が嵌め込まれる第一嵌め込み部と、前記第二延在部が 嵌め込まれる第二嵌め込み部と、を有する他方の金属板と、を互いに接合する接合工程を 備え、

前記接合工程が、

前記第一延在部を前記第一嵌め込み部と第一接着剤で接着することで前記第一嵌め込み部に対して位置決めし、前記第二延在部を前記第二嵌め込み部と第一接着剤で接着することで前記第二嵌め込み部に対して位置決めする工程と、

前記第一延在部を前記第一嵌め込み部と第二接着剤で接着することで前記第一嵌め込み部に固着し、前記第二延在部を前記第二嵌め込み部と第二接着剤で接着することで前記第二嵌め込み部に固着する工程と、

を有し、

前記第一接着剤の耐熱温度が前記第二接着剤の耐熱温度と比較して低くなっている。

【発明の効果】

[0016]

本発明の第一の態様によれば、第一延在部が他方の金属板と隣接する箇所に設けられた第一溝を有し、第二延在部が他方の金属板と隣接する箇所に設けられた第二溝を有している。そして、第一溝及び第二溝にはんだが流し込まれることで、他方の金属板が一方の金属板に接合される。このように、本発明の第一の態様によれば、2つの金属板を接合する際に他方の金属板の嵌め込み部内において一方の金属板の両側を変形させて他方の金属板に対してかしめることを行うことなく、一方の金属板と他方の金属板とを接合することができる。この結果、一方の金属板に反りが発生してしまうことがない。

[0017]

また、本発明の第二の態様によれば、第一延在部が第一嵌め込み部と第二接着剤の耐熱温度と比較して耐熱温度の低い第一接着剤で接着されることで第一嵌め込み部に対して位置決めされ、その後で、第一延在部が第一嵌め込み部と第一接着剤で接着されることで第一嵌め込み部に固着される。また、第二延在部が第二嵌め込み部と第一接着剤で接着されることで第二嵌め込み部に固着される。このように、本発明の第二の態様によっても、2つの金属板を接合する際に他方の金属板の嵌め込み部内において一方の金属板の両側を変形させて他方の金属板に対してかしめることを行うことなく、一方の金属板と他方の金属板とを接合することができる。この結果、一方の金属板に反りが発生してしまうことがない。

【図面の簡単な説明】

[0018]

【図1】図1は、本発明の第1の実施の形態によるリードフレームの一方の金属板を示した上方平面図である。

【図2】図2は、本発明の第1の実施の形態によるリードフレームの他方の金属板を示した上方平面図である。

【図3】図3は、本発明の第1の実施の形態による実装部品付きリードフレームの一部を 金型内に載置した態様を示した上方平面図である。

【図4】図4は、本発明の第1の実施の形態によるリードフレームにおいて、第一延在部及び第三延在部の各々が第一嵌め込み部及び第三嵌め込み部に接合された態様を示した拡大上方平面図である。

【図5】図5は、本発明の第1の実施の形態によるリードフレームにおいて、第二延在部及び第四延在部の各々が第二嵌め込み部及び第四嵌め込み部に接合された態様を示した拡大上方平面図である。

【図6】図6(a)-(c)は、本発明の第1の実施の形態によるリードフレームの溝の構造を示すための縦断面図である。

【図7】図7は、本発明の第1の実施の形態の変形例によるリードフレームにおいて、第 一延在部及び第三延在部の各々が第一嵌め込み部及び第三嵌め込み部に接合された態様を 10

20

30

40

示した拡大上方平面図である。

【図8】図8は、本発明の第1の実施の形態の変形例によるリードフレームにおいて、第二延在部及び第四延在部の各々が第二嵌め込み部及び第四嵌め込み部に接合された態様を示した拡大上方平面図である。

【図9】図9は、本発明の第2の実施の形態による実装部品付きリードフレームの一部を 金型内に載置した態様を示した上方平面図である。

【発明を実施するための形態】

[0019]

第1の実施の形態

《構成》

以下、本発明によるリードフレーム及びリードフレームの製造方法に関する第1の実施の形態について、図面を参照して説明する。ここで、図1乃至図8は本発明の実施の形態を説明するための図である。

[0020]

図3に示すように、本実施の形態の実装部品付きリードフレームは、複数の端子15を有する一方の金属板10と、一方の金属板10に接合される他方の金属板50と、を備えている。このうち、一方の金属板10には全面にメッキが施されている。他方の金属板50には、ICチップ等の実装部品91が載置された実装基板90が設置される。この結果、他方の金属板50には、実装基板90を介して実装部品91が載置されている。また、一方の金属板10の各端子15と実装部品91又は実装基板90上の回路(図示せず)とはワイヤ96で接続されている。

[0021]

他方の金属板 5 0 は例えば銅板であり、一方の金属板 1 0 は例えばリン青銅材料からなる金属板にメッキを施したものからなっている。一方の金属板 1 0 に施されるメッキに関しては、端子 1 5 の先端側(図 1 の上方側)には例えばスズメッキ等の第一メッキが施され、それ以外の箇所には例えばニッケルメッキ等の第二メッキが施される。より具体的には、一方の金属板 1 0 の全体にまずニッケルメッキ等の第二メッキが施され、その後で、端子 1 5 の先端側にスズメッキ等の第一メッキが施されることとなる。

[0022]

図1に示すように、一方の金属板10は、複数の端子15に連結された第一連結部11と、第一連結部11の一端(図1の右側の端部)に設けられ第一連結部11から第一方向(図1の右方向)に延びた第一延在部12と、第一連結部11の他端(図1の左側の端部)に設けられ第一連結部11から第一方向とは逆方向の成分を含む第二方向で延びた第二延在部13とを有している。本実施の形態では、第二方向が第一方向と逆方向となっているものとして以下説明するが、これはあくまでも一例であることには留意が必要である。また、本実施の形態では、第一方向及び第二方向の各々が端子15の延在する方向(図1の上下方向)に直交するとなっているものとして以下説明するが、これもあくまでも一例であることには留意が必要である。

[0023]

図2に示すように、本実施の形態の他方の金属板50は、第一延在部12が嵌め込まれる第一嵌め込み部62と、第二延在部13が嵌め込まれる第二嵌め込み部63とを有している。

[0024]

図1に示すように、第一延在部12は、幅が細くなった第一縮小部16と、この第一縮小部16から先端側に延びて第一縮小部16よりも幅が太くなった第一拡大部17とを有している。また、図2に示すように、第一嵌め込み部62は、第一嵌め込み部62に設けられ第一縮小部16に対応した一対の第一凸部66と、第一拡大部17に対応した第一収容部67とを有している。そして、一対の第一凸部66の間に第一縮小部16が位置づけられ、第一拡大部17が第一収容部67に嵌め込まれることで、第一延在部12及び第一嵌め込み部62が互いに位置決めされる。このように、第一延在部12及び第一嵌め込み

10

20

30

40

部 6 2 は、第一縮小部 1 6、第一拡大部 1 7、第一凸部 6 6 及び第一収容部 6 7 からなる第一位置決め構造を有している。

[0025]

また、図1に示すように、第二延在部13は、幅が細くなった第二縮小部18と、この第二縮小部18から先端側に延びて第二縮小部18よりも幅が太くなった第二拡大部19とを有している。また、図2に示すように、第二嵌め込み部63は、第二嵌め込み部63に設けられ第二縮小部18に対応した一対の第二凸部68と、第二拡大部19に対応した第二収容部69とを有している。そして、一対の第二凸部68の間に第二縮小部18が位置づけられ、第二拡大部19が第二収容部69に嵌め込まれることで、第二延在部13及び第二嵌め込み部63は、第二縮小部18、第二拡大部19、第二凸部68及び第二収容部69からなる第二位置決め構造を有している。

[0026]

また、図1に示すように、一方の金属板10は、複数の端子15に連結された第二連結部21と、第二連結部21の一端(図1の右側の端部)に設けられ第二連結部21から第一方向に延びた第三延在部22と、第二連結部21の他端(図1の左側の端部)に設けられ第二連結部21から第二方向で延びた第四延在部23とを有している。また、図2に示すように、他方の金属板50は、第三延在部22が嵌め込まれる第三嵌め込み部72と、第四延在部23が嵌め込まれる第四嵌め込み部73とを有している。

[0 0 2 7]

図1に示すように、第三延在部22は、幅が細くなった第三縮小部26と、この第三縮小部26から先端側に延びて第三縮小部26よりも幅が太くなった第三拡大部27とを有している。また、図2に示すように、第三嵌め込み部72は、第三嵌め込み部72に設けられ第三縮小部26に対応した一対の第三凸部76と、第三拡大部27に対応した第三収容部77とを有している。そして、一対の第三凸部76の間に第三縮小部26が位置づけられ、第三拡大部27が第三収容部77に嵌め込まれることで、第三延在部22及び第三嵌め込み部72が互いに位置決めされる。このように、第三延在部22及び第三嵌め込み部72は、第三縮小部26、第三拡大部27、第三凸部76及び第三収容部77からなる第三位置決め構造を有している。

[0028]

また、図1に示すように、第四延在部23は、幅が細くなった第四縮小部28と、この第四縮小部28から先端側に延びて第四縮小部28よりも幅が太くなった第四拡大部29とを有している。また、図2に示すように、第四嵌め込み部73は、第四嵌め込み部73に設けられ第四縮小部28に対応した一対の第四凸部78の間に第四縮小部28が位置づけられ、第四拡大部29が第四収容部79に嵌め込まれることで、第四延在部23及び第四嵌め込み部73が互いに位置決めされる。このように、第四延在部23及び第四嵌め込み部73は、第四縮小部28、第四拡大部29、第四凸部78及び第四収容部79からなる第四位置決め構造を有している。

[0029]

図1に示すように、本実施の形態の第一延在部12は、他方の金属板50と隣接する箇所に設けられた第一溝31を有している。また、第二延在部13は、他方の金属板50と隣接する箇所に設けられた第二溝32を有している。より具体的には、本実施の形態では、図4に示すように、第一拡大部17の先端側(図4の右側)の端部であって、第一拡大部17の幅方向(図4の上下方向)の中心に第一溝31が位置している。また、図5に示すように、第二拡大部19の先端側(図5の左側)の端部であって、第二拡大部19の幅方向(図5の上下方向)の中心に第二溝32が位置している。

[0030]

図1に示すように、本実施の形態の第三延在部22は、他方の金属板50と隣接する箇所に設けられた第三溝33を有している。また、第四延在部23は、他方の金属板50と

10

20

30

40

隣接する箇所に設けられた第四溝 3 4 を有している。より具体的には、本実施の形態では、図4に示すように、第三拡大部 2 7 の先端側(図4 の右側)の端部であって、第三拡大部 2 7 の幅方向(図4 の上下方向)の中心に第三溝 3 3 が位置している。また、図5 に示すように、第四拡大部 2 9 の先端側(図5 の左側)の端部であって、第四拡大部 2 9 の幅方向(図5 の上下方向)の中心に第四溝 3 4 が位置している。そして、第一溝 3 1、第二溝 3 2、第三溝 3 3及び第四溝 3 4 の各々にはんだが流し込まれることで、他方の金属板 5 0 が一方の金属板 1 0 に接合されるようになっている。

[0031]

[0032]

《効果及び製造方法》

次に、上述した構成からなる本実施の形態によって達成される効果について説明する。 なお、以下では、上述した一方の金属板 1 0 及び他方の金属板 5 0 を用いて、樹脂封入された実装部品 9 1 を備えた半導体装置の製造方法についても説明する。

[0033]

最初に、一方の金属板 1 0 と他方の金属板 5 0 を互いに接合することで得られるリードフレームに関する効果について説明する。

[0034]

一般に導電率と弾性率は逆相関の関係にあり、導電率の高い銅材では弾性率が低くなってしまい、他方、弾性率が高くバネ性のある銅材では導電率が低くなってしまう。このため、従来のように一つの材料からなるリードフレームでは、これらを両立させることは難しかった。

[0035]

このため、本願の発明者は、材質の異なる 2 種類の金属板を接合したものをリードフレームとして用いることを考えた。そして、金属板にメッキを施すこととした。しかしながら、本願の発明者は、このようにメッキの施された金属板を用いた際、リフローする(リフローはんだ付けを行う)とメッキが再溶融してしまうという問題に直面した。そして、このようにメッキが再溶融すると、下地の金属が露出したり表面に凹凸が形成されたりすることで、実装不具合が発生することがあった。

[0036]

この点、本実施の形態によれば、一方の金属板10にメッキが施され、他方の金属板50に、ICチップ等の実装部品91がリフローはんだ付けされている実装基板90が連結されていることから、他方の金属板50及び実装基板90のみをリフローすることで、メッキの施された一方の金属板10を再加熱してメッキを再溶融する必要がない。このため、一方の金属板10のメッキが再溶融することを避けることができ、その結果、実装不具合が発生することを防止することができる。

[0037]

なお、リードフレーム全体にメッキを施す際には、ロール状で巻かれたリードフレーム を繰り出してメッキ液に浸すことでメッキを施し、その後で再びロール状で巻くことが考 えられる。しかしながら、このようにロール状で巻くことからリードフレーム全体が曲が 10

20

30

30

40

ってしまい(コイルセットが発生し)、工程内での組み立て不具合や完成品での寸法精度に影響が出てしまう可能性がある。この点、本実施の形態によれば、一方の金属板 1 0 のみにメッキを施し他方の金属板 5 0 にはメッキを施さないことから、曲げによる不都合を極力小さくすることができる。また、このように一方の金属板 1 0 のみに曲げが発生することから、曲げを直すのにもそれほど大きな手間がかからない。

[0038]

また、リードフレームの先端にプレスフィットピン等の端子15が設けられている場合には、端子15の先端について高い位置精度が求められており、このような場合には、より高い寸法精度が要求される。この点、本実施の形態では、後述するように様々な手法によって、一方の金属板10が他方の金属板50に対して位置決めされる。このため、本実施の形態によれば、高い寸法精度の要求を満たすことができる。

[0039]

次に、本実施の形態における半導体装置の製造方法について、本実施の形態によるリードフレーム及びリードフレームの製造方法によって達成される効果について触れつつ説明する。

[0040]

まず、全面にメッキが施された一方の金属板10と、他方の金属板50とが準備される。本実施の形態では、この際、他方の金属板50には実装部品91が載置された実装基板90が連結されている。

[0041]

次に、第一延在部12が第一嵌め込み部62内に位置づけられ、第二延在部13が第二嵌め込み部63内に位置づけられ、第三延在部22が第三嵌め込み部72内に位置づけられ、第四延在部23が第四嵌め込み部73内に位置づけられる(図1及び図2参照)。

[0042]

なお、本実施の形態では、一対の第一凸部66の間に第一縮小部16が位置づけられることで、第一延在部12及び第一嵌め込み部62が互いの位置を位置決めされる。また、一対の第二凸部68の間に第二縮小部18が位置づけられることで、第二延在部13及び第二嵌め込み部63が互いの位置を位置決めされる。また、一対の第三凸部76の間に第三縮小部26が位置づけられることで、第三延在部22及び第三嵌め込み部72が互いの位置を位置決めされる。また、一対の第四凸部78の間に第四縮小部28が位置づけられることで、第四延在部23及び第四嵌め込み部73が互いの位置を位置決めされる。このため、本実施の形態によれば、簡易な態様で、一方の金属板10を他方の金属板50に対して位置決めすることができる。また、本実施の形態では、一方の金属板10の四隅で、一方の金属板10を他方の金属板50に対して位置決めすることができるので、正確な位置決めを期待することができる。

[0043]

次に、第一溝31、第二溝32、第三溝33及び第四溝34の各々の上部に、はんだを載置するか位置づけるかし(図6(a)-(c)参照)、当該はんだを溶かすことで、第一溝31、第二溝32、第三溝33及び第四溝34の各々にはんだを流し込む。その結果、一方の金属板10の四隅で、一方の金属板10を他方の金属板50に対して、固着することができる。

[0044]

本実施の形態では、このように第一溝 3 1、第二溝 3 2、第三溝 3 3 及び第四溝 3 4 の 各々にはんだが流し込まれることで、他方の金属板 5 0 が一方の金属板 1 0 に接合される。このため、本実施の態様によれば、2 つの金属板を接合する際に他方の金属板 5 0 の嵌め込み部 6 2 ,6 3 ,7 2 ,7 3 内において一方の金属板 1 0 の両側を変形させて他方の金属板 5 0 に対してかしめることなく、つまり一方の金属板 1 0 の第一拡大部 1 7、第二拡大部 1 9、第三拡大部 2 7 及び第四拡大部 2 9を変形させて他方の金属板 5 0 の第一収容部 6 7、第二収容部 6 9、第三収容部 7 7 及び第四収容部 7 9 に対してかしめることなく、一方の金属板 1 0 と他方の金属板 5 0 とを接合することができる。このため、本実施

10

20

30

40

の形態によれば、一方の金属板10に反りが発生してしまうことがない。

[0045]

また、本実施の形態では、第一延在部 1 2 の幅方向の中心に第一溝 3 1 が位置し、第二延在部 1 3 の幅方向の中心に第二溝 3 2 が位置し、第三延在部 2 2 の幅方向の中心に第三溝 3 3 が位置し、第四延在部 2 3 の幅方向の中心に第四溝 3 4 が位置している。このため、第一延在部 1 2、第二延在部 1 3、第三延在部 2 2及び第四延在部 2 3 の各々の幅方向の中心で、第一延在部 1 2、第二延在部 1 3、第三 嵌め込み部 7 2及び第四版め込み部 7 3 にはんだで溶接することができる。このため、均等の取れた位置で、第一延在部 1 2、第二延在部 1 3、第三延在部 2 2及び第四延在部 2 3の各々を第一嵌め込み部 6 2、第二 嵌め込み部 6 3、第三嵌め込み部 7 2及び第四版め込み部 7 3 に対して接合することができる。

[0046]

なお、このように第一溝31、第二溝32、第三溝33及び第四溝34の各々にはんだが流し込む際には、第一延在部12、第二延在部13、第三延在部22及び第四延め込み部63、第三嵌め込み部72及び第四嵌め込み部33は、空中に浮いた状態となっている。このため、溶けたはんだを第一溝31、第二延在部12、第二時のとの各々を第一嵌め込み部62、第二時の込み部63、第三時の込み部72及び第四延在部23の各々を第一嵌め込み部62、第二時の込み部63、第三時の込み部73により確実に接合するという調34の各々が、図6(b)に示すように、第一溝31、第二延在部13、第三延在部22及び第四延在部13、第三延在部22及び第四延在部13、第三延在部22及び第四延在部13、第三延在部22及び第四延在部13、第三延在部13、第三延在部12の上面及び下面に形成されている態様を採用することが好ましい。このような態様を採用することでに形成されて、第二延在部13、第三延在部22及び第四延在部23の上面及び下面に形成されて、第二延在部13、第三延在部22及び第四延在部23の上面及び下面に形成された

[0047]

また、溶けたはんだが第一溝31、第二溝32、第三溝33及び第四溝34からあふれてしまう可能性を低減するという観点からは、図6(c)に示すように、第一溝31、第二溝32、第三溝33及び第四溝34の各々が、縦断面において、第一延在部12、第二延在部13、第三延在部22及び第四延在部23の各々が階段形状となるように形成されている態様を採用することが好ましい。

[0048]

上述したように他方の金属板 5 0 が一方の金属板 1 0 に接合されると、一方の金属板 1 0 の各端子 1 5 と実装部品 9 1 又は実装基板 9 0 上の回路(図示せず)とがワイヤ 9 6 で接続される(図 3 参照)。

[0049]

次に、金型100によって、リードフレーム上の実装部品91が取り囲まれる(図3参照)。その後、金型100の中に樹脂が流し込まれることで、実装部品91が樹脂で封入される。

[0050]

次に、金型100に流し込まれた樹脂を硬化することで、樹脂で封入された実装部品9 1を備えた半導体装置が完成する。なお、樹脂が硬化された後で、金型100は取り外されることとなる。

[0051]

以上のようにして、樹脂封入された実装部品91を備えた半導体装置が製造される。

[0 0 5 2]

[変形例]

上記では、第一溝31、第二溝32、第三溝33及び第四溝34の各々が一つの溝部分

10

20

30

00

40

からなる態様を用いて説明したが、これに限られることはない。例えば、第一溝31が複数の第一溝部分31a,31b,31cを有し、第二溝32が複数の第二溝部分32a,32b,32cを有し、第三溝33が複数の第三溝部分33a,33b,33cを有し、第四溝34が複数の第四溝部分34a,34b,34cを有する態様を採用してもよい。

図7及び図8に示す変形例では、第一溝31が、第一延在部12、より具体的には、図7に示すように、第一拡大部17の幅方向の中心に位置する第一中心溝部分31aと、第一拡大部17の側方(図7の上方及び下方)に設けられた一対の第一側方溝部分31b,31cとを有している。同様に、図8に示すように、第二溝32が、第二拡大部19の側方に設けられた一対の第二側方溝部分32b,32cとを有している。また、図7に示すように、第三溝33が、第三拡大部27の幅方向の中心に位置する第三中心溝部分33aと、第三拡大部27の側方に設けられた一対の第三側方溝部分33b,33cとを有している。また、図8に示すように、第四溝34が、第四拡大部29の幅方向の中心に位置する第四中心溝部分34b,34cとを有している。

[0054]

[0053]

このように、本変形例では、第一溝31が複数の第一溝部分31a,31b,31cを有し、第二溝32が複数の第二溝部分32a,32b,32cを有し、第三溝33が複数の第三溝部分33a,33b,33cを有し、第四溝34が複数の第四溝部分34a,34b,34cを有していることから、第一延在部12、第二延在部13、第三延在部22及び第四延在部23の各々を、複数の箇所で、第一嵌め込み部62、第二嵌め込み部63、第三嵌め込み部72及び第四延在部23の各々を第一嵌め込み部72及び第四嵌め込み部73に対して接合することができる。

[0 0 5 5]

とりわけ、本変形例では、第一溝 3 1 が、第一拡大部 1 7 の幅方向の中心に位置する第一中心溝部分 3 1 a と、第一拡大部 1 7 の側方に設けられた一対の第一側方溝部分 3 1 b , 3 1 c とを有し、第二溝 3 2 が、第二拡大部 1 9 の幅方向の中心に位置する第二中心溝部分 3 2 a と、第二拡大部 1 9 の側方に設けられた一対の第二側方溝部分 3 2 b , 3 2 c とを有し、第三溝 3 3 が、第三拡大部 2 7 の幅方向の中心に位置する第三中心溝部分 3 3 a c とを有し、第三拡大部 2 7 の側方に設けられた一対の第三側方溝部分 3 3 b , 3 3 c とを有し、第四溝 3 4 が、第四拡大部 2 9 の幅方向の中心に位置する第四中心溝部分 3 4 a と、第四拡大部 2 9 の側方に設けられた一対の第四側方溝部分 3 4 b , 3 4 c とを有している。このため、より均等の取れた位置で、第一延在部 1 2、第二延在部 1 3、第三延在部 2 2及び第四延在部 2 3 の各々を第一嵌め込み部 6 2、第二嵌め込み部 6 3、第三嵌め込み部 7 2 及び第四嵌め込み部 7 3 に対して接合することができる。

[0056]

第2の実施の形態

次に、本発明の第2の実施の形態について説明する。

[0057]

第1の実施の形態では、はんだを第一溝31、第二溝32、第三溝33及び第四溝34に流し込むことで、一方の金属板10を他方の金属板50に接合する態様であったが、第2の実施の形態では、接着剤を用いて、一方の金属板10を他方の金属板50に接合する態様となっている。なお、本実施の形態では、第1の実施の形態と同様、第一溝31、第二溝32、第三溝33及び第四溝34が設けられてもよいが、図9に示すように、このような第一溝31、第二溝32、第三溝33及び第四溝34は特に設けられていなくてもよい。

[0058]

10

20

30

第2の実施の形態において、その他の構成は、第1の実施の形態と略同一の態様となっている。第2の実施の形態において、第1の実施の形態と同一部分には同一符号を付して詳細な説明は省略する。

[0059]

本実施の形態でも、第1の実施の形態と同様の効果を奏することができる。第1の実施の形態で詳細に説明したことから、本実施の形態における効果の説明は、本実施の形態において固有な部分に留める。

[0060]

本実施の形態では、第一延在部12が第一嵌め込み部62と第一接着剤で接着されることで第一嵌め込み部62に対して位置決めされ、その後で、当該第一延在部12が第一嵌め込み部62に固着されるようになっている。同様に、第二延在部13が第二嵌め込み部63と第一接着剤で接着されることで第一嵌め込み部63に固着されるようになで第二嵌め込み部63に対して位置決めされ、その後で、当該第二延在部13が第二嵌め込み部63に固着される。また、第三延在部22が第三嵌め込み部72と第一接着剤で接着されることで第三嵌め込み部72と第一接着剤で接着されることで第三嵌め込み部72と第二接着剤で接着されることで第三嵌め込み部72に固着される。また、第四延在部23が第四嵌め込み部73と第一接着剤で接着されることで第四嵌め込み部73に対して位置決めされ、その後で、当該第四延在部23が第四嵌め込み部73と第二接着剤で接着されることで第四嵌め込み部73に固着される。

[0061]

なお、本実施の形態で用いられる第一接着剤の耐熱温度は第二接着剤の耐熱温度と比較して低くなっている。より具体的には、第一接着剤の耐熱温度は実装部品91を樹脂で封入する際における金型100の温度(例えば150~200)、未満であり、第二接着剤の耐熱温度は実装部品91を樹脂で封入する際における金型100の温度(例えば150~200)以上となっている。

[0062]

次に、本実施の形態における半導体装置の製造方法について、本実施の形態によるリードフレーム及びリードフレームの製造方法によって達成される効果について触れつつ説明する。

[0063]

まず、全面にメッキが施された一方の金属板10と、他方の金属板50とが準備される。本実施の形態では、この際、他方の金属板50には実装部品91が載置された実装基板90が連結されている。

[0064]

次に、第一延在部12が第一嵌め込み部62内に位置づけられ、第二延在部13が第二嵌め込み部63内に位置づけられ、第三延在部22が第三嵌め込み部72内に位置づけられ、第四延在部23が第四嵌め込み部73内に位置づけられる(図1及び図2参照)。

[0065]

この際、第一延在部12、第二延在部13、第三延在部22及び第四延在部23の各々が、第一嵌め込み部62、第二嵌め込み部63、第三嵌め込み部72及び第四嵌め込み部73と第一接着剤で接着される。この結果、一方の金属板10の四隅で、一方の金属板10を他方の金属板50に対して、位置決めすることができる。また、第一接着剤の耐熱温度は低いことから、(第二接着剤と比較して)すぐに乾燥し、一方の金属板10の他方の金属板50に対する位置決めを迅速に行うことができる。また、例えば第二接着剤の耐熱温度が高く乾燥しにくい場合には炉に入れて第二接着剤を硬化させなければならない場合もあるが、本実施の形態のように耐熱温度の低い第一接着剤を採用することで、このよるに炉に入れて第二接着剤を乾燥させる前に当該第一接着剤によって、一方の金属板10の他方の金属板50に対する位置決めを行うことができる。この結果、第二接着剤を乾燥させるために炉に入れる必要があっても、炉に入れる一連の作業の中で一方の金属板10と

10

20

30

40

10

20

30

40

50

他方の金属板50の位置がずれてしまうことを防止することができる。

[0066]

次に、第一延在部12、第二延在部13、第三延在部22及び第四延在部23の各々が、第一嵌め込み部62、第二嵌め込み部63、第三嵌め込み部72及び第四嵌め込み部73と第二接着剤で接着される。この結果、一方の金属板10の四隅で、一方の金属板10を他方の金属板50に対して、固着することができる。

[0067]

上述したように他方の金属板 5 0 が一方の金属板 1 0 に接合されると、一方の金属板 1 0 の各端子 1 5 と実装部品 9 1 又は実装基板 9 0 上の回路(図示せず)とがワイヤ 9 6 で接続される(図 3 参照)。なお、このように一方の金属板 1 0 の各端子 1 5 と実装部品 9 1 又は実装基板 9 0 上の回路(図示せず)とをワイヤ 9 6 で接続する工程は、第一延在部 1 2、第二延在部 1 3、第三延在部 2 2及び第四延在部 2 3 の各々を第一嵌め込み部 6 2、第二嵌め込み部 6 3、第三嵌め込み部 7 3 と第一接着剤で接着 した後であって、第一延在部 1 2、第二延在部 1 3、第三延在部 2 2及び第四延在部 2 3 の各々を第一嵌め込み部 6 2、第二嵌め込み部 6 3、第三嵌め込み部 7 2及び第四嵌め込み部 7 3 と第二接着剤で接着する前に行ってもよい。

[0068]

次に、金型100によって、リードフレーム上の実装部品91が取り囲まれる(図3参照)。その後、金型100の中に樹脂が流し込まれることで、実装部品91が樹脂で封入される。本実施の形態では、第一接着剤の耐熱温度は実装部品91を樹脂で封入する際における金型100の温度(例えば150~200)未満となっているが、第二接着剤の耐熱温度が実装部品91を樹脂で封入する際における金型100の温度(例えば150~200)以上となっている。このため、実装部品91を樹脂で封入する際に金型100が一方の金属板10及び他方の金属板50の接合部分に接したり当該接合部分の近傍に位置したりしても、第二接着剤によって、第一延在部12、第二延在部13、第三延在部22及び第四延在部23の各々を第一嵌め込み部62、第二嵌め込み部63、第三嵌め込み部72及び第四版め込み部73に対して固着し続けることができる。

[0069]

次に、金型100に流し込まれた樹脂を硬化することで、樹脂で封入された実装部品9 1を備えた半導体装置が完成する。なお、樹脂が硬化された後で、金型100は取り外されることとなる。

[0070]

以上のようにして、樹脂封入された実装部品91を備えた半導体装置が製造される。

[0071]

最後になったが、上述した各実施の形態の記載及び図面の開示は、特許請求の範囲に記載された発明を説明するための一例に過ぎず、上述した実施の形態の記載又は図面の開示によって特許請求の範囲に記載された発明が限定されることはない。

【符号の説明】

3 1 a 第一中心溝部分

3 1 b , 3 1 c 第一側方溝部分

[0072]

r	0 0 / 2 1	
1	0	一方の金属板
1	1	第一連結部
1	2	第一延在部
1	3	第二延在部
1	5	端子
2	1	第二連結部
2	2	第三延在部
2	3	第四延在部
3	1	第一溝

10

```
3 2 第二溝
```

3 2 a 第二中心溝部分

3 2 b , 3 2 c 第二側方溝部分

3 3 第三溝

3 3 a 第三中心溝部分

3 3 b , 3 3 c 第三側方溝部分

3 4 第四溝

3 4 a 第四中心溝部分

3 4 b , 3 4 c 第四側方溝部分

50 他方の金属板

62 第一嵌め込み部

63 第二嵌め込み部

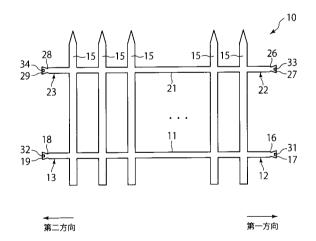
72 第三嵌め込み部

7 3 第四嵌め込み部

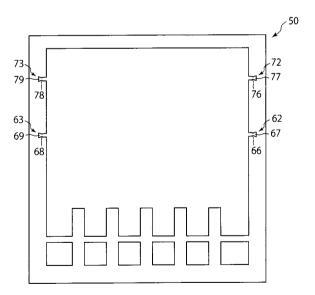
9 1 実装部品

1 0 0 金型

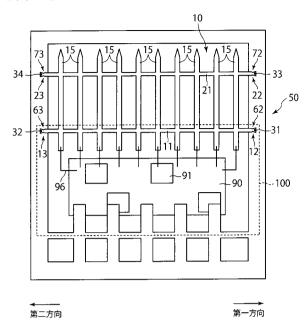
【図1】



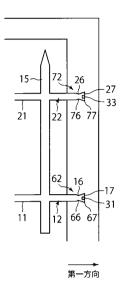
【図2】



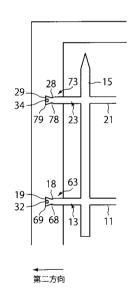
【図3】



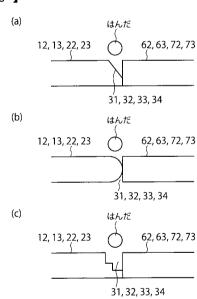
【図4】



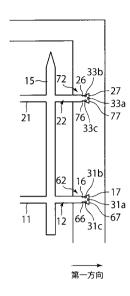
【図5】



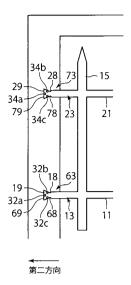
【図6】



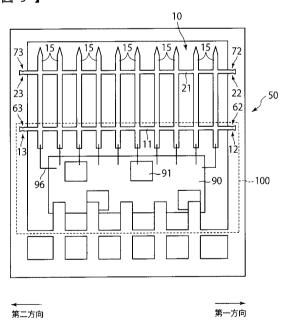
【図7】



【図8】



【図9】



【手続補正書】

【提出日】平成29年7月28日(2017.7.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

端子を有する一方の金属板と、

前記一方の金属板に接合され、実装部品が載置される他方の金属板と、を備え、

前記一方の金属板は、前記端子に連結された第一連結部と、前記第一連結部の一端に設けられ前記第一連結部から第一方向に延びた第一延在部と、前記第一連結部の他端に設けられ前記第一連結部から前記第一方向とは逆方向の成分を含む第二方向で延びた第二延在部とを有し、

前記他方の金属板は、前記第一延在部が嵌め込まれる第一嵌め込み部と、前記第二延在部が嵌め込まれる第二嵌め込み部とを有し、

前記第一延在部は、前記他方の金属板と隣接する箇所に設けられた第一溝を有し、

前記第二延在部は、前記他方の金属板と隣接する箇所に設けられた第二溝を有し、

前記第一溝及び前記第二溝にはんだが流し込まれることで、前記他方の金属板が前記一方の金属板に接合され、

前記第一溝は前記第一延在部の幅方向の中心に位置し、

前記第二溝は前記第二延在部の幅方向の中心に位置し、

前記第一溝は複数の第一溝部分を有し、

前記第二溝は複数の第二溝部分を有し、

__前記第一溝は、前記第一延在部の幅方向の中心に位置する第一中心溝部分と、前記第一 延在部の側方に設けられた一対の第一側方溝部分とを有し、

前記第二溝は、前記第二延在部の幅方向の中心に位置する第二中心溝部分と、前記第二 延在部の側方に設けられた一対の第二側方溝部分とを有することを特徴とするリードフレーム。

【請求項2】

前記第一溝は、縦断面において、前記第一延在部の中央部分と比較して前記第一延在部の上面及び下面が凹むようにして形成され、

前記第二溝は、縦断面において、前記第二延在部の中央部分と比較して前記第二延在部の上面及び下面が凹むようにして形成されることを特徴とする<u>請求項1</u>に記載のリードフレーム。

【請求項3】

前記第一溝は、縦断面において、前記第一延在部が階段形状となるようにして形成され

前記第二溝は、縦断面において、前記第二延在部が階段形状となるようにして形成されることを特徴とする請求項1に記載のリードフレーム。

【請求項4】

端子と、前記端子に連結された第一連結部と、前記第一連結部の一端に設けられ前記第一連結部から第一方向に延びた第一延在部と、前記第一連結部の他端に設けられ前記第一連結部から前記第一方向とは逆方向の成分を含む第二方向で延びた第二延在部と、を有する一方の金属板と、前記第一延在部が嵌め込まれる第一嵌め込み部と、前記第二延在部が嵌め込まれる第二嵌め込み部と、を有する他方の金属板と、を互いに接合する接合工程を備え、

前記第一延在部は、前記他方の金属板と隣接する箇所に設けられた第一溝を有し、前記第二延在部は、前記他方の金属板と隣接する箇所に設けられた第二溝を有し、

前記接合工程において、前記第一溝及び前記第二溝にはんだが流し込まれることで、前記他方の金属板が前記一方の金属板に接合され、

前記第一溝は前記第一延在部の幅方向の中心に位置し、

前記第二溝は前記第二延在部の幅方向の中心に位置し、

前記第一溝は複数の第一溝部分を有し、

前記第二溝は複数の第二溝部分を有し、

前記第一溝は、前記第一延在部の幅方向の中心に位置する第一中心溝部分と、前記第一 延在部の側方に設けられた一対の第一側方溝部分とを有し、

前記第二溝は、前記第二延在部の幅方向の中心に位置する第二中心溝部分と、前記第二 延在部の側方に設けられた一対の第二側方溝部分とを有することを特徴とするリードフレームの製造方法。

フロントページの続き

(72)発明者 篠竹 洋平

埼玉県飯能市南町 1 0 番 1 3 号 新電元工業株式会社工場内 F ターム(参考) 5F067 AA11 AB02 BB10 BC03 BC04 BE10 CC03 CC07 CC09 DA05 DA20 DD06 EA04